

★民法の成年年齢改正による贈与税・相続税への影響について

令和4年4月1日から、民法の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。そこで今回は、国税庁の注意喚起のパンフレットを基に、贈与税・相続税への影響についてそのあらましをご案内します。（若林茂）

◎概要

相続税法（贈与税及び相続税の両方について各種事項を定めた法律）においては、成年年齢の20歳を年齢要件とする規定がいくつか設けられていました。しかし、民法が成年年齢を18歳に改正したことにより、相続税法においてもその年齢要件を18歳に引き下げる税制改正が行われました。

◎一覧表

各種規定の年齢要件は以下のとおりとなっています。

区分		受贈者や相続人等の年齢要件	
		令和4年3月31日以前の 贈与・相続等の場合	令和4年4月1日以後の 贈与・相続等の場合
贈与税	相続時精算課税 （相続税法21の9）	その年1月1日において 20歳以上	その年1月1日において <u>18歳以上</u>
	住宅取得等資金の非課税等 （措置法70の2、70の3、震災特例法38の2） →「OSA通信＝第118号＝」参照		
	贈与税の特別税率 （措置法70の2の5）		
	相続時精算課税適用者の特例 （措置法70の2の6～8）		
	事業承継税制 （措置法70の6の8、70の7、70の7の5）	贈与の日において 20歳以上	贈与の日において <u>18歳以上</u>
	結婚・子育て資金の非課税 （措置法70の2の3） →「OSA通信＝第110号＝」参照	結婚・子育て資金管理契約締結の日において 20歳以上50歳未満	結婚・子育て資金管理契約締結の日において <u>18歳以上</u> 50歳未満
相続税	未成年者控除 （相続税法19の3）	相続等の日において 20歳未満	相続等の日において <u>18歳未満</u>

※「措置法」とは「租税特別措置法」をいいます。

◎まとめ

上記の表のように、「贈与・相続等の時期」と「受贈者・相続人等の年齢（誕生日）」との関係によって、贈与税・相続税の各種規定の適用を受けられるかが変わってしまいます。特に、令和4年において18歳・19歳・20歳となる方については、今回の改正の影響を受けることとなるため注意が必要です。相続のタイミングは選べませんが、贈与については受贈者の年齢（誕生日）を考慮しつつ贈与等のタイミングを検討することをお勧めします。